

総務大臣配分資産所有者 殿

総務省自治税務局
固定資産税課償却資産係

令和 7 年度の固定資産申告書の提出について

平素より、固定資産税につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、貴殿が賦課期日（1月1日）現在に所有される償却資産につきましては、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」といいます。）第 389 条第 1 項の規定により、総務大臣が価格等を決定することとなっております。

つきましては、法第 394 条の規定に基づき、令和 7 年度分の固定資産申告書について、下記のとおりご提出いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 提出期限 令和 7 年 1 月 31 日（金）
- 2 留意事項
 - (1) 提出書類については、記載要領をご確認ください。
 - (2) 総務省では、双方の事務負担軽減の観点から、電子的な提出を推奨しており、令和 7 年 1 月 6 日より eLTAX による電子申告が可能となります。また、これまでどおり、エクセルによる電子データでの提出も受け付けております。
 - (3) 電子データによる提出が困難な場合は、従来の紙による提出も受け付けております。紙によるご提出の際には、書類一式をホチキス等で止めないようにお願いします。また、申告受付控えの返送をご希望される場合は、必ず返送用封筒（切手貼付）を同封していただきますよう重ねてお願いします。
- 3 提出方法
電子申告 <https://portal.pcdesknnext.eltax.lta.go.jp/group-u/login/userLogin>
（操作マニュアル） <https://www.eltax.lta.go.jp/news/09853>
メール（共通） syokyaku@soumu.go.jp
郵送 〒100-8926
東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 2 号
総務省自治税務局固定資産税課 償却資産係
電話 （代表） 03-5253-5111（内線：裏面参照）

4 事業別担当一覧

事業名	内線
電気・電気通信・下記以外	2 3 6 2 1
鉄軌道・航空機	2 3 6 2 2
船舶・ガス	2 3 6 2 3
船舶	2 3 6 2 8

※メール提出の際は、上記の共通アドレスあてに送付願います。

メールで送付するデータ量が 10MB を超える場合には、大容量ファイル転送システムの URL を送付しますので、あらかじめご連絡ください。

5 申告書様式及び記載要領等

固定資産申告書一式及び記載要領等は総務省 HP に掲載しておりますので、こちらからダウンロードいただき、使用いただくようお願い申し上げます。

The screenshot shows the homepage of the Ministry of Internal Affairs and Communications (MIC). The search bar is highlighted with a yellow arrow. A callout box points to the search bar with the following text:

総務省HP内の検索バーで「大臣配分資産」で検索いただきますと、ページへのリンクがでできます。

The page content includes a navigation menu with items like '総務省の紹介', '広報・報道', '政策', '組織案内', '所管法令', '予算・決算', '申請・手続', and '政策評価'. The main content area is titled '地方税制度' and includes sections for '地方税制度', '最新のトピックス', '地方税制の概要', and '主な税目等'.